

## 主体的にこの街に生きる

増田 一世

### だれが主体者なのか

前進か後退か、掘みにくい今回の法改正の中で、私にはいくつかの課題が見えている。やどかり出版発行の「響き合う街で」10号、11号に木村真理子さん（元・東海大学、現・関西学院大学）が執筆した「オンタリオ州の地域ケア政策と心理社会的リハビリテーションの発展の軌跡」が掲載されている。この論文の中で、カナダのオンタリオ州と他の2州において、1990年代に精神保健サービスの利用者（コンシューマー）の地域精神保健政策とプログラム運営への参画が政策として位置づけられた、と紹介されている。やどかりの里では今年の1月に実際にカナダでこの政策の立案にあたった専門職とコンシューマーをお招きし、メンバー（やどかりの里の利用者）と職員の共同の学習会を持った。

自分たちの暮らしを支える制度や法律を作っていくときに、そのサービスを利用する人の意見が反映されていくことが重要である。また、サービスを必要とする人自身が、サービスの運営の主体者になっていくことによって、より効果的なサービスが提供される。これはごく当たり前のことである。

### やどかりの里の挑戦

やどかりの里では、いくつかの試みを始めている。1つは小さな研究会であるが、地域精神保健・福祉研究会（主催やどかり研究所）の中で、サービスを利用するメンバーの視点でやどかりの里の活動のあり方を見直していくという試みである。

また、平成14年度から実施される精神障害者居宅支援事業の実施に向けて、埼玉県でも障害者介護支援サービス体制整備推進事業（精神障害者）及び精神障害者訪問介護評価検討委員会が開かれ、その委員の1人に精神障害者としてやどかりの里のメンバーの香野英勇さんが出席している。香野さんは、自分の意見だけではなく、仲間の意見をその委員会に反映させたいと「精神障害者の訪問介護を考える会」を発足させ、仲間とともに自分たちにとって必要なサービスとは何かを検討し始めている。

一民間団体の小さな動きではある。だからこそ、思いを同じにする仲間を全国に増やしたい。あるいは、もうすでに実践を始めている人たちとつながりを持っていきたい。

市町村に精神障害者の窓口ができるのを最大限に利用していかなくてはならない。まず身近な自治体である自分たちの暮らしている市町村にどれだけ、具体的な提案ができるかが問われている。

### 1人1人が主体的に生きる

一方で、法律や制度は恐ろしさを内包している。制度ができたために箱物づくりから入る施設建設が始まっている。本当にその地域の人たちに必要な資源かどうかの検討もされず、法律だけを頼りに作られる地域の福祉施設や活動が増えていくことは防がなくてはならない。そういう意味では、私自身が主体的にこの街に生きているのかということが問われているのである。